

池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等改訂支援業務委託に  
係る公募型プロポーザル実施要領

1 公募の目的

「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生の取組の推進に向けて、令和2年度に策定した「第2期池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「地方版総合戦略」という。）の計画期間が、令和6年度をもって終了するため、地方版総合戦略及びその前提となる「池田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という。）の改訂が必要である。

改訂に際しては、国及び大阪府の総合戦略その他改訂において勘案すべき資料の収集、庁内での議論や外部有識者を交えた会議における意見の整理・分析、地方版総合戦略及び人口ビジョンの改訂と概要版リーフレットの作成及び印刷など全般的な支援業務を委託するため、公募型プロポーザルの実施により豊富な経験と高度な専門知識を有する委託事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等改訂支援業務

(2) 業務内容

「池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等改訂支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

(4) 委託上限額

4,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続又は再生手続開始の決定がなされていないものであること。
- (4) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 過去5年間に地方公共団体において、総合戦略及びこれに類する計画・戦略

に関連した各種支援業務を行った実績を有していること。

#### 4 スケジュール（予定）

公募の開始	令和6年4月 1日（月）
質問事項の提出期限	令和6年4月10日（水）午後5時まで
参加表明書等の提出期限	令和6年4月16日（火）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和6年4月19日（金）午後5時まで
審査日（プレゼンテーション）	令和6年4月26日（金）（予定）
結果通知	令和6年5月上旬発送予定
契約締結	令和6年5月上旬契約締結予定

#### 5 提出書類

参加予定者は、以下の書類をそれぞれの期日までに提出すること（押印不要）。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 業務実績書（様式2）
- ③ 業務実施体制（様式3）
- ④ 企画提案書（任意様式）
- ⑤ 業務スケジュール（任意様式）
- ⑥ 見積書 ※消費税及び地方消費税抜き価格を明記（任意様式）
- ⑦ 会社概要・パンフレット等
- ⑧ その他参考資料

#### 6 参加申込

本プロポーザルに参加する意思がある場合は、上記5の①・②・⑦を提出すること。  
提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認めない。

##### （1）受付期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月16日（火）午後5時まで

##### （2）提出方法

電子メールで下記のメールアドレス宛に提出すること。なお、メールサーバーの受信容量制限のため、1通当たりのファイルサイズは5メガバイト以下とされたい。

E-mail : seisaku@city.ikeda.osaka.jp

#### 7 質問及び回答

##### （1）受付期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月10日（水）午後5時まで

##### （2）提出方法

質問書（様式4）により電子メールで下記のメールアドレス宛に提出するこ

と。

E-mail : seisaku@city. ikeda. osaka. jp

(3) 質問に対する回答

令和6年4月15日(月)に市ホームページで回答する。

8 提案書の提出

参加予定者は、上記6による参加申込を行った上で、上記5の③～⑥及び⑧を正本(紙)及び副本(データ)にて提出すること。

(1) 提出部数

正本(紙)1部及び副本(データ)

(2) 提出期間

令和6年4月1日(月)から令和6年4月19日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

正本は持参又は郵送(期限内必着)、副本は電子メール。なお、メールサーバーの受信容量制限のため、1通当たりのファイルサイズは5メガバイト以下とされたい。

(4) 提出場所

〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号

池田市 総合政策部 政策企画課

E-mail : seisaku@city. ikeda. osaka. jp

9 選定方法等

(1) 選定方法等

選定は、選定委員会を設置し審査を行う。提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションにより審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た参加事業者を優先交渉権者とする。ただし、最高得点を得た参加事業者の得点が、選定委員会で定める基準点に満たない場合は採択しない。なお、応募が5者を超えた場合は、事前に第1次審査(書類審査)を行う。

(2) 評価項目

	項目	評価	配点
1	業務目的・内容の理解度、充実度	理解度・的確性・実現性等	50
2	価格	見積金額	20
3	業務実施体制	人員体制・組織体制・支援体制	20
4	業務実績	過去の策定等実績	10

(3) 選定結果の通知

選定結果は文書で通知する。

(4) 選定結果の公表等

審査結果については、市ホームページにて公表する。

## 10 プレゼンテーション

### (1) 実施日時・場所

日 時：令和6年4月26日（金）を予定

場 所：池田市役所 庁舎内

※詳細は、参加事業者へ別途連絡する。

### (2) 実施時間

1者につき30分程度（概ねプレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。

### (3) 機材等

スライド等を使用する場合に必要な機材は、参加事業者で用意すること。市は、プロジェクターとスクリーンのみ用意するものとする。

### (4) プレゼンテーションを行う者

本業務に携わる担当者とする。ただし、担当者に加えて、担当者以外の者が行うことは差し支えない。

## 11 契約について

契約内容及び仕様等については、採択された提案をもとに市と詳細を協議するものとする。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。

## 12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 上記3の参加資格の要件を欠いた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提案に当たり著しい信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

## 13 その他

- (1) 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (3) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (4) 参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課まで文書で通知するこ

と。

- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類は、提出者に無断でプロポーザルの選定以外に使用しない。
- (7) 選定を行う作業に必要な範囲において提出書類の複製を作成することがある。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開の請求があった場合は、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）の規定に基づき提出書類を公開する場合がある。

#### 1.4 問合せ先

池田市 総合政策部 政策企画課

電話：072-754-6213

E-mail：seisaku@city.ikeda.osaka.jp